

2020年度 事業計画書
(事業期間：2020年4月1日～2021年3月31日)

認定NPO法人大阪精神医療人権センター

第1 事業の実施方針

- 1 当センターが取り組んでいる課題は、精神障害者の権利保障を実現し、日本の精神医療の現状を変えるというとても大きなものです。この課題解決に向けて、私たちと思いを共有する支援者の皆様の協力が必要不可欠です。
- 2 他方で、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、精神科に入院中の方への面会活動や精神科病院への訪問活動（療養環境サポーター制度）も制約されており、精神科に入院中の方の立場に立った権利擁護活動の実践が困難な状況が生じています。

また、複数の精神科病院内における新型コロナウイルス感染症の発症も確認されており、入院中の方は閉鎖処遇や強制入院によりいわゆる「3つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）のリスクを強いられている状況にあります。

そのような状況下において、①精神障害を理由に新型コロナウイルス感染症の予防・検査・治療を含め入院中の方が適切な医療にアクセスする機会が妨げられず、また、差別又は不利益を受けないこと、②外部との面会を一律に禁止するのではなく、携帯電話、スマートフォンやウェブシステムを活用した通信・面会の自由を保障すること、③退院に向けた活動や処遇が制限されないことが求められます。
- 3 当センターは、このような状況の中で、できない理由を探すのではなく、どうすればできるのかという視点から、2020年度も活動を継続し、変化に柔軟に対応し、『精神障害のある人々の人権を守り、安心してかかれる精神医療を実現する』というミッション（目的）の実現を目指します。

講演会、検討会等の参加型企画の方向性：

当センターは、「社会をかえる」というビジョンのもとで、同じ思いを有する人たちのコミュニケーションを活性化させ、社会全体の意識の変化につなげることを目的に、現地会場において講演会、意見交換会等を開催してきました。

このような企画に関し、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、2020年度は、ITツール等を活用し、従前の企画の質を低下させることなく、オンライン開催を視野に入れて継続することを検討しています。

第2 2020年度・9つの重点的な活動内容

1 声をきく～精神科に入院する方の立場にたった権利擁護活動を実践するために～

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、面会活動が制約されている状況においても、「声をきく～精神科に入院中の方の立場に立った権利擁護活動を実践する～」というビジョンを実現するための方法を検討し、サステナビリティ（持続可能性）のある権利擁護システムの構築を目指すこと
- ② 面会活動が制約されている中でも、活動参加者が引き続き活動に参加できるように、その不安や悩みを共有できる場所（事例検討会の開催を含む。）を提供し、安心して活動に参加できる体制を目指すこと
- ③ ア）日本財団助成事業「精神科に入院中の方への権利擁護の普及のためのコンサルテーション」事業（2020年度）を活用し、また、イ）厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究」（2019年度）に関与することで、全国の団体との連携、協力を強化し、入院者の立場に立った権利擁護活動を全国に普及させることを目指すこと

2 扉をひらく～精神科病院を開かれたものにするために～

- ① 新型コロナウイルス感染症による影響により療養環境サポーター制度(大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業)が中断していますが、その再開に備えて、訪問活動に関する情報（活動の必要性と概要、留意事項、スキル、チェックリスト等）を重点的に整理し、「扉よひらけ⑧」の発刊の中で、その成果の共有を目指すこと
- ② 人権センターニュースの電子書籍化、フェイスブック、YouTube チャンネル、note を活用することにより、情報発信を強化すること
- ③ 2020年3月に発覚した神出病院での複数の病院職員らによる長期間にわたる入院者へのわいせつ、暴行、虐待事件に関し、他団体と連携、協力し、被害実態の徹底的な解明と再発の防止、障害者虐待防止法の対象に医療機関を含めるよう求めること

3 社会をかえる～安心してかかれる精神医療を実現するために～

- ① 精神障害を理由に、ア）新型コロナウイルス感染症の予防・検査・治療を含む適切な医療にアクセスする権利が奪われないこと、イ）同感染症対策の中で差別又は不利益を受けないこと、及びウ）退院や処遇（面会・通信の自由を含み

ます。)が不当に制限されないようにすること

- ② 権利擁護システム研究会では、ア)日本の精神医療の現状、原因、課題を正確に把握し、イ)現状を変えるための方向性と方法論について、ウ)立場をこえて議論し、できない理由ではなく、できる方法論を追及することを大切にしてきました。このような危機的状況であるからこそ、同研究会が大切にしてきた価値観を実践するため、2020年度も権利擁護システム研究会を継続すること
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響が終結することを見据えて、全国における精神医療及び精神保健福祉における権利擁護活動の実施状況を調査・整理し、未来に向けた権利擁護活動のあり方を検討すること

第3 個別相談活動の実施方針

1 個別相談の実施

- (1) 「声をきく～精神科に入院する方の立場に立った権利擁護活動を実践するために」というビジョンのもとで、2020年度も、当センターでは、主に精神科に入院中の方から、手紙、FAX、電話及び面会による個別相談の実施を継続します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、面会活動が制約されている中で、「声をきく」という価値観を実践するため、面会活動以外の代替的な手段を検討します。例えば、Eメールによる個別相談の開始、電話相談の対応日時の拡大、スマートフォン・タブレット・ウェブ会議システムの活用等を検討します。

2 大阪府内における個別相談活動の充実に向けた取組

- (1) 個別相談活動に関心、興味のある方に向けた養成講座の開催(年1回)
- (2) 事例検討会の開催(年2回)

3 精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充(*)

- (1) 大阪府以外の団体と連携、協力した検討チームの開催(年4回)
- (2) 大阪府以外の団体と連携、協力した設立35周年の記念講演会の開催(11月)
- (3) 各地に精神医療人権センターを立ち上げるために必要となる情報、ノウハウを整理し、マニュアル化を行う。
- (4) 大阪府以外における公開講座又は事例検討会の開催

*日本財団助成事業「精神科に入院中の方への権利擁護の普及のためのコンサルテーション」事業(2020年度)

第4 精神科病院への訪問活動及び情報公開の実施方針

1 精神科病院への訪問活動の実施

当センターは、2020年度も療養環境サポーター制度の取組に参加し、毎月1回、精神科病院への訪問活動を実施し、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会に当センターから2名の委員が参加することを予定しています。

もっとも、新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、同活動が中断されているところ、その再開に備えて訪問活動に関する情報（活動の必要性と概要、留意事項、スキル、チェックリスト等）を重点的に整理し、「扉よひらけ⑧」の発刊の中で、その成果を共有することを計画しています。

また、大阪精神医療センターの医療観察法病棟に2か月に一回の面会相談活動を継続していきます。

2 情報公開

- (1) 630調査の情報公開請求に向けた取り組みを行います。
- (2) 人権センターニュース（2か月に1回）やウェブサイトにて、療養環境サポーターの活動報告を随時、掲載します。また、より多くの方々がアクセスしやすくするため、人権センターニュースの電子書籍化を目指します。
- (3) 日本の精神科医療の現状をより多くの方々に知ってもらい、精神科病院の「扉をひらくため」に、フェイスブック、Youtubeチャンネル、note等を活用し、情報発信を強化します。
- (4) 設立35周年を記念して、精神科病院への訪問活動を整理した「扉よひらけ⑧」の発刊を目指します。

3 精神科病院への訪問活動の充実に向けて

精神科病院への訪問活動に参加する療養環境サポーターの皆様に参加していただき、精神科病院への訪問活動の充実に向けて、意見交換会を開催します。

4 精神科病院の密室性、閉鎖性の解消に向けて

2020年3月に発覚した神出病院での複数の病院職員らによる長期間にわたる入院者へのわいせつ、暴行、虐待事件に関し、他団体と連携、協力し、被害実態の徹底的な解明と再発の防止を求めます。

第5 精神医療及び精神保健福祉に係る啓蒙・政策提言活動の実施方針

1 声明、意見表明等による政策提言活動

2020年度も、「人権」及び「人間の尊厳」の観点から、当センターが取り組

むべき社会的課題の解決に向けて、権利擁護システム研究会が中心となり、声明等を作成し、公表することによって、当センターが大切にしている価値観をより多くの方に伝えます。

- ① 強制入院制度の抜本的見直し（その廃止を含む。）に向けて
- ② 精神科に入院中の方の権利擁護システムの構築に向けて
- ③ 長期入院、社会的入院の解消に向けて／重度かつ慢性の概念の問題
- ④ 措置入院に関するガイドラインの問題
- ⑤ 精神医療審査会の問題点
- ⑥ 増加する身体拘束・隔離の問題
- ⑦ 630調査のあり方について
- ⑧ 精神科特例の廃止
- ⑨ 「精神病院建築基準の改正について」（昭和四四年六月二三日）（衛発第四三一号）（各都道府県知事あて厚生省公衆衛生局長通知）について
- ⑩ 患者の権利を中心とする医療基本法の制定
- ⑪ 神出病院事件
- ⑫ 精神障害、精神疾患を理由に、新型コロナウイルス感染症の予防・検査・治療を含む適切な医療にアクセスする権利が奪われないこと

2 権利擁護システム研究会の開催

2020年度も、竹端寛さん（兵庫県立大学）に加えて、原昌平さん（ジャーナリスト [元読売新聞大阪本社 編集委員]）をコーディネーターに迎え、日本の精神医療の現状を追認せず、現状を変えるための方策を検討するために研究会を開催します。

この研究会では、①日本の精神医療の現状、原因、課題を正確に把握し、②現状を変えるための方向性と方法論について、③立場をこえて議論し、できない理由ではなく、できる方法論を追及することを大切にしています。

そのため、2020年度も、権利擁護システム研究会も、オンライン開催を含めて開催を予定しています。

2020年度の権利擁護システム研究会：

強制・管理・抑圧の多い精神医療を変えるには、法制度や政策だけでなく、根底にある精神医療の考え方（思想・文化）について掘り下げる必要があります。

病気や障害をどのようにとらえるか、患者とどう接するか、治療や回復の目標はどこにあり、どんなことが有用なのか。医療関係者がこれまで当然と思っ

てきたことは、実は偏った思考の枠組みかもしれません。日本の精神医療の現状を変えていくためには、このような思考を再考し、変わっていく必要があります。

このような探究は、制度政策の改革を打ち出すときの基軸になり、現場から医療を変える力にもなっています。

キーワード：強制・管理・抑圧を変えていく、精神医療を変えるための実践、治療文化

3 調査事業

全国における精神医療及び精神保健福祉における権利擁護活動の実施状況を調査・整理し、未来における権利擁護活動のあり方の追求を目指す。

4 講演会の開催

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンライン開催も視野にいて開催方法も工夫しながら、記念講演会（年に1～2回）の開催を目指します。
- (2) 医療観察法の廃止に向けた講演会（年2回・開催日時は未定）

5 書籍出版

現在、特定非営利活動法人 DPI 日本会議から協力依頼を受け、『精神障害のある人の権利 Q&A（仮）』（2020年11月発行予定）解放出版社の出版に取り組んでいます。本書籍の執筆者には、大阪精神医療人権センターの活動参加者も多く参加しています。

6 講師派遣等

大阪精神医療人権センターのビジョン（目的）の一つには、「社会をかえる～安心してかかれる精神医療を実現する～」があります。

この目的を実現するためには、長年の活動から得られた経験、ノウハウをもとに、当センターのビジョン（声をきく、扉をひらく、社会をかえる）をもとに、学校、病院、福祉施設、行政機関、NPO等の非営利組織等の団体に対し、これまで講師派遣（有償）を実践してきました。

この活動により精神障がい者の自由が守られ、また、精神障害・精神疾患に対する差別、偏見の解消を目指しています。病院内の人権研修にも対応します。

2020年度も講師派遣等の事業に力を入れて取り組みます。

講師派遣活動の例

- 精神障がい者の人権
- 3つのビジョン（声をきく、扉をひらく、社会をかえる）ことの大切さと実践
- 障害者権利条約、人権の視点から精神保健福祉法を考える
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の内容、実践、事例紹介
- 行動制限（身体拘束、隔離）・閉鎖病棟・長期入院・強制入院をなくしていくために／減らしていくために
- 精神科医療の歴史・変遷
- 精神科医療における権利擁護活動の意義・内容・成果
- 入院中の方の声をきくこと
- 入院経験のある方の体験談
- 療養環境サポーター制度(大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業)の歴史・活動内容・成果
- 大阪精神医療人権センターの活動の意義と成果（個別相談活動の始め方）
- 大和川病院事件から考える日本の精神科医療

以 上